

## 4 寄与分

### (1) 意味

寄与分とは、「被相続人の財産の維持又は増加について特別に寄与した」相続人が、相続財産の中から特別にもらうことのできる財産です。

### 認められる場合

- ① 相続人の事業に関する**労務の提供**
- ② **財産上の給付**
- ③ **被相続人の療養看護**
- ④ **その他の方法** により

「被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした」場合

### 寄与の程度

その相続人に**通常期待されるような程度の貢献は寄与分とはみない。**  
しかし、相続人に**通常期待される程度を超えた貢献や寄与がある場合は、寄与分とみる。**

相続人である配偶者と子が同じ程度の家事労働による寄与をしたとしても、配偶者は協力扶助義務の範囲内のものと認められるが、一般的な扶養義務ないしは互助義務を負うに過ぎない子については特別の寄与になると認めうる場合もある。